

令和 7 年 4 月 2 1 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和7年4月21日（月曜日）午前9時59分～午前10時56分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

- (1) 青森市地域公共交通計画の策定について
- (2) 青森市立地適正化計画の改定について
- (3) 青森市景観計画の改定について
- (4) 第3期青森市住生活基本計画の改定について
- (5) 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定について
- (6) 令和6年度包括外部監査結果への対応について
- (7) 令和6年度の除排雪等の状況について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 事故の報告について
- (10) 事故の報告について
- (11) 事故の報告について
- (12) 事故の報告について
- (13) 事故の報告について
- (14) 事故の報告について
- (15) 専決処分の報告について
- (16) 令和7年度水道事業の概要について
- (17) 令和7年度下水道事業・農業集落排水事業の概要について
- (18) 下水道管路の全国特別重点調査実施への対応について
- (19) 令和7年度企業局交通部事業概要について

【挙手による報告】

①合浦公園「三誉の松」について

②令和7年3月開催常任委員会での委員長からの質問に対する報告について

○出席委員

委員長 渡部伸広
副委員長 里村誠悦
委員 赤平勇人
委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男
委員 工藤健
委員 長谷川章悦
委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長 鈴 木 裕 司
都 市 整 備 部 長 中 井 諒 介
都 市 整 備 部 理 事 土 岐 政 温
浪 岡 振 興 部 長 奈 良 英 文
水 道 部 長 館 山 公
交 通 部 長 高 野 雅 子
都 市 整 備 部 次 長 櫻 田 文 明

水 道 部 次 長 川 上 連 太 郎
水 道 部 参 事 森 田 新
都 市 政 策 課 長 武 田 泰 孝
道 路 維 持 課 長 兼 道 路 補 修 事 務 所 長 葛 原 積 範
交 通 部 管 理 課 長 今 村 剛 志
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査 石 田 彩 美

議 事 調 査 課 主 事 笹 雄 貴

○**渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級以上の職員紹介をお願いいたします。

初めに、都市整備部、お願いいたします。

○**中井諒介都市整備部長** 都市整備部長の中井諒介でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から都市整備部の部長級以上の職員を紹介させていただきます。

理事の土岐政温でございます。

○**土岐政温都市整備部理事** 土岐政温でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**中井諒介都市整備部長** 以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○**渡部伸広委員長** 次に、企業局、お願いいたします。

○**鈴木裕司公営企業管理者** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道事業及び自動車運送事業を所管いたします公営企業管理者企業局長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から企業局の部長級の職員を紹介いたします。

まず、水道部長の舘山公でございます。

○**舘山公水道部長** 舘山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木裕司公営企業管理者** 交通部長の高野雅子でございます。

○**高野雅子交通部長** 高野でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○**渡部伸広委員長** ありがとうございます。

この際、私から御紹介いたします。

本日、所管の報告事項に係る質疑応答のため、本委員会に出席しております奈良英文浪岡振興部長です。

○**奈良英文浪岡振興部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡振興部の奈良です。よろしくお願い致します。

○**渡部伸広委員長** 以上で、理事者の紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「青森市地域公共交通計画の策定について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森市地域公共交通計画の策定について御説明いたします。

本計画の策定に当たりましては、本都市建設常任委員会の委員の皆様をはじめ、青森市総合都市交通対策協議会に計画案を御説明し、御意見をいただきながら策定作業を進めてまいりましたが、このたび、計画を策定いたしましたので御報告するものであります。

資料1『（仮称）青森市地域公共交通計画の策定（素案）』に対する意見募集の結

果について」を御覧ください。

本計画の素案につきましては、昨年 12 月開催の都市建設常任委員会におきまして御報告いたしました後、わたしの意見提案制度を活用して、令和 7 年 1 月 6 日から 2 月 5 日まで意見の募集を行いました結果、3 に記載のとおり 4 名の方から 7 件の意見をいただきました。

2 ページを御覧ください。

5 に記載のとおり、意見の募集結果と策定した計画の公表につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載いたしますほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までといたしております。

なお、いただいた御意見の概要とこれに対する市の考えにつきましては、3 ページ目以降に記載のとおりとなっております。

また、配付いたしております資料 2 は計画の概要、資料 3 は計画の本文となっております。

青森市地域公共交通計画の策定につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 計画の 94 ページですが、指標 1「公共交通人口カバー率の維持」ということで、公共交通人口カバー率を基準値 2023 年度、83.6%のものを目標値として、2028（令和 10）年度で 85.1%にするということなのですが、3 年でカバー率を 1.5%増やしていくということですが、単純に考えて人口減少が進んでいけば、母数がそもそも減っていくので、パーセンテージは上がっていくと思うんですけども、それにしても、この 1.5%——それを踏まえてですけども、ちょっと低いのではないかなと思いますけれども、そのことについてお示してください。

○中井諒介都市整備部長 この指標の目標値の設定の考え方ということによろしいですか。

〔赤平勇人委員「はい」と呼ぶ〕

○中井諒介都市整備部長 担当課から説明させます。

○渡部伸広委員長 都市政策課長。

○武田泰孝都市政策課長 人口減少はありますけれども、今回、この目標値の設定の大きな考え方としましては、今後、デマンド交通が各地域に採用されることを踏まえて、こういう形に設定しております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が聞いているのは、デマンド交通を今後広げていくということはあるんだと思いますけれども、それにしても 1.5%って少なくないですか。そうだとしたらデマンド交通も広げていくにしても 1.5%だったら、そんなに広がらないのかなと思うんですけども、もう 1 回お願いします。

○**渡部伸広委員長** 都市政策課長。

○**武田泰孝都市政策課長** 今、そのまま広げていくという、現時点でそこまで決まったものではありませんけれども、今回の考え方としては、人口減少というよりも、今言ったように、デマンド交通という部分を加味して、こういう形に設定したのになります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ちょっと分からないんですけども、先日、実は戸山の方とちょっと意見交換する機会がありまして、戸山の中でも例えば、月見野の奥のほうの方は、バス停からはちょっと遠いという声もあって、新城とかで今、デマンド交通が始まっているという話をしたら、ぜひそういうのを広げてほしいという声はあったわけです。

なので、それを踏まえても、この 1.5%というのは、これから高齢化が進んでいく中でちょっと低いのではないかなというふうに見て、思ったところなので、デマンド交通を広げるという方針をちゃんと立てるのであれば立てて、このパーセンテージがそれに見合うのかどうなのかというのはしっかりとやってほしいと要望しておきたいと思います。

以上です。

○**渡部伸広委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立地適正化計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森市立地適正化計画の改定について御説明いたします。

本計画の改定に当たりましては、本都市建設常任委員会の委員の皆様をはじめ、青森市都市計画審議会に計画案を御説明し、御意見をいただきながら改定作業を進めてまいりましたが、このたび、計画を改定したので御報告するものであります。

資料1 『青森市立地適正化計画の改定（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

本計画の改定素案につきましては、昨年 12 月開催の都市建設常任委員会において御報告いたしました後、わたしの意見提案制度を活用して、令和 7 年 1 月 6 日から 2 月 5 日まで意見の募集を行いました結果、3 に記載のとおり 1 名の方から 7 件の御意見をいただきました。

2 ページ目を御覧ください。

5 に記載のとおり、「意見の募集結果と策定した計画の公表」につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載いたしますほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までといたしております。

なお、いただいた御意見の概要とこれに対する市の考えにつきましては、3 ページ目以降に記載しております。

また、配付いたしております資料 2 は計画の概要、資料 3 は計画の本文となっております。

青森市地立地適正化計画の改定については以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市景観計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市景観計画の改定について御説明いたします。

本計画の改定に当たりましては、青森市景観審議会及び青森市都市計画審議会に計画案を御説明し、御意見をいただきながら改定作業を進めてまいりましたが、このたび、計画を改定いたしましたので御報告するものであります。

資料 1 の「青森市景観計画の改定の概要」を御覧ください。

左上に赤字で記載の主な改定内容につきましては、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡が世界文化遺産に登録されたことに伴う文言の修正、青森市都市計画マスタープラン及び青森市総合計画前期基本計画と整合を図るため、計画の位置づけや計画期間についての見直しといった軽微な変更を行うものであります。

なお、今回は軽微な変更でありますため、わたしの意見提案制度を活用した意見募集は行っておりません。

また、配付しております資料 2 は計画の本文となっております。

青森市景観計画の改定につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「第 3 期青森市住生活基本計画の改定について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 第 3 期青森市住生活基本計画の改定について御説明いたします。

本計画の改定に当たりましては、本都市建設常任委員会の委員の皆様には計画案を御説明し、御意見をいただきながら改定作業を進めてまいりましたが、このたび、計画を改定しましたので御報告するものであります。

資料 1 「『第 3 期青森市住生活基本計画（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

本計画の素案につきましては、昨年 12 月開催の都市建設常任委員会において御報告した後、わたしの意見提案制度を活用して、令和 7 年 1 月 6 日から 2 月 5 日まで意見の募集を行いました結果、3 に記載のとおり、市民等の皆様からの御意見は

ありませんでした。

4に記載のとおり、意見の募集結果と策定した計画の公表につきましては、意見募集時と同様、市のホームページに掲載いたしますほか、各庁舎及び市民センター等において縦覧に供することとしており、縦覧期間は令和7年5月1日から5月31日までといたしております。

また、配付しております資料2については計画の概要、資料3につきましては計画の本文となっております。

第3期青森市住生活基本計画の改定につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 住生活基本計画30ページの基本目標3のところのサービス付き高齢者向け住宅の数値についてですけれども、令和5年度の実績値で50%、確保率ですかね——ということですが、令和9年度の目標値が90%、これは40%一気に増やすんだというふうに思ったんですが、実際の施設数は分かるでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 ちょっと、その以前に、このページの立ち位置について先に御説明させていただきます。

これは達成目標でして、前計画の目標値が令和9年、90%でありました。今回、5年たった段階で、例えば、総合計画前期基本計画などが改定されたことに伴って、見直しを図ったものであります。その関係から、中間年度ではありますので、ちょっと正確に達成できた達成できなかったと評価はできませんけれども、例えば、線形的に確認したりした中で、今この考察というのを掲載させていただいたところであります。

考察に記載のとおり、サービス付き高齢者向け住宅の登録件数自体は、令和5年時点で16件あるということであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 基本目標3「だれもが安心して暮らせる居住の安定の確保」ということで、そもそもサービス付き高齢者向け住宅は入居費が高いという場合もあって、高齢者からは入りたくてもお金を払えないという声も多数ある中で、市営住宅の役割が今後高まっていくのではないかと思うので、これまでも言ってきたことですけれども、やはり単身入居の場所を広げるとか、そういったことも併せて考えていただきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定について」報告を求めます。

都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定につきまして御報告いたします。

本計画の改定につきましては、本年2月開催の本都市建設常任委員協議会におきまして、計画の改定案を取りまとめた旨を委員の皆様へ御報告いたしました。その後、青森圏域5市町村及び庁内の最終調整を踏まえ、このたび、計画を改定しましたので御報告いたします。

本日お配りしております資料1が概要版であり、資料2が計画の本文、資料3が附属資料となっております。

なお、これらにつきましては市ホームページで公表しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和6年度包括外部監査結果への対応について、御報告申し上げます。

令和6年度包括外部監査の結果につきましては、去る3月26日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、4月10日には議員の皆様へもデータ配信させていただいたところですが、改めて、その概要と対応について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

令和6年度につきましては、監査テーマを「市営住宅に関する財務事務の執行について」とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までを対象期間として監査が実施され、「5 監査の結果」にありますとおり、「1 将来的な市営住宅の在り方について」から「16 現地視察（浪岡地区）」までの区分につきまして、措置することが必要であると判断された指摘事項が28件、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が64件ありました。

なお、指摘事項及び意見の内容につきましては、資料「令和6年度包括外部監査結果報告書【概要版】」を後ほど御覧いただきたいと存じます。

この結果につきましては、報告書を市ホームページへ掲載いたしましたほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

「7 対応スケジュール」についてであります。指摘事項及び意見のありました事務事業等において検証作業等を行い、是正・改善等、必要な措置を講じた上で、それらを取りまとめ、その内容につきまして、8月の本常任委員協議会で御報告い

たしますとともに、市民の皆様へ公表いたします。

また、ほかの部局におきましても、今回の指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認、検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 6 年度の除排雪等の状況について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和 6 年度の除排雪等の状況について、御報告いたします。

初めに、昨冬の降積雪の状況についてであります。

資料 1 を御覧ください。

資料上段の折れ線グラフになりますが、青森地区における直近 5 か年の積雪深であります。黒の太線が平年値、赤の太線が令和 6 年度を示しており、最大積雪深が 2 月 23 日に 150 センチメートルを記録したところであります。

次に、下段の折れ線グラフが累計降雪量でありまして、上段のグラフと同様に直近 5 か年を表しております。赤の太線で表記しております令和 6 年度におきましては、累計降雪量が 669 センチメートルとなっております。

次に、資料 2 を御覧ください。

こちらは浪岡地区における降積雪の状況になりますが、資料上段の積雪深につきましては、赤の太線で表記しておりますとおり令和 6 年度は、2 月 23 日に最大積雪深が 192 センチメートルを記録したところであります。

次に、下段の累計降雪量につきましては、赤の太線で表記しております令和 6 年度は、754 センチメートルとなっております。

次に、資料 3 を御覧ください。

「令和 6 年度除排雪事業の概要」としまして、「1 除排雪対策事業費」につきましては、令和 6 年度は、令和 6 年度 3 月補正後の予算額としまして、74 億 2771 万 7000 円となっております。

次に、「2 雪に関する要望・相談受付件数」についてですが、雪に関する市民相談窓口において市民の皆様から寄せられた御要望・御相談の件数について、青森地区、浪岡地区ごとに記載しておりますが、令和 6 年度は、合計で 1 万 8972 件ありました。

次に、「3 年度別除雪出動状況」についてです。各工区・路線別の平均除雪出動状況を記載しております。令和 6 年度における青森地区、浪岡地区におきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、「4 市民雪寄せ場」については、設置件数、町会数、合計面積、平均面積及び件数増減を記載しております。令和 6 年度における設置件数は、341 件であり

ます。

次に、資料4を御覧ください。

青森市除排雪検討会議の概要といたしまして、初めに、「1 概要」についてですが、昨今の気象の傾向を踏まえ、今冬の除排雪体制の検証、課題の抽出等を行うことを目的に気象等の有識者や実務者等で構成する青森市除排雪検討会議を設置し、除排雪方法や実施体制など本市が抱える除排雪事業の課題を整理するとともに、持続可能な除排雪体制の構築に向け取り組むものであります。

次に、「2 委員構成」については、記載のとおり、除排雪業者をはじめ、地域コミュニティ、市民代表、福祉、気象など各分野の関係者から広く御意見等をいただくこととしております。

次に、「3 スケジュール（案）」についてです。

来月、第1回除排雪検討会議の開催を予定しております。

会議では、令和6年度の除排雪に関する現状と課題の整理等を行い、7月の第2回検討会議では、課題解決に向けた意見聴取、8月の第3回検討会議では、委員からいただいた除排雪に対する意見等を取りまとめ、令和7年度除排雪事業実施計画に反映する予定としております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 これまでも質問の中で出ていたと思いますけれども、改めてなんですが、「令和6年度除排雪事業の概要」の年度別除雪出動状況の中の工区——令和6年度の出動状況は平均で9.3回ということですが、これの最多と最少回数を改めてお示してください。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和6年度の除排雪出動状況についてであります。

青森地区でありますけれども、全面委託工区は最多18回、最少6回、次は郊外のほうになりますけれども、指定委託工区は最多31回、最少13回、次に幹線は最多23回、最少9回、次に補助幹線は最多18回、最少8回、最後に郊外幹線は最多31回、最少9回となっております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 幹線は最多で23回、最少で9回ということですが、排雪の回数は分かりますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 道路維持課長の葛原です。

出動回数等はやっていて——すみません、今、排雪の回数については申し訳あり

ません。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 分かりました。じゃあ、後ほどでも。

あと、除排雪検討会議ですけれども、これは会議の内容を公表したりだとか、あるいは会議内容というのは、何か議事録なんかで示されるっていうことはあるんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 会議を公開するかどうか、そういうことですよね。

〔赤平勇人委員「はい」と呼ぶ〕

○**土岐政温都市整備部理事** 今、座長予定者の方ともいろいろお話しておりますけれども、市といたしましては、極力そういう方向でというふうに現時点では考えているところであります。

〔赤平勇人委員「了解です。以上です」と呼ぶ〕

○**渡部伸広仁委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いました事故の和解及び損害賠償の額の決定1件につきまして、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和6年12月21日、午前10時頃に、一般国道7号青森環状道路を走行中、上部を交差する市道橋——平岡跨道橋からの落雪により、車両のフロントガラスを損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として35万398円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年3月27日に専決処分をし、同示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する6件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 市道の破損に起因して発生した事故6件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年3月17日、午後7時30分頃に、古館一丁目の市道古館

27 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

資料 2 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 3 月 18 日、午後 5 時頃に、野木字野尻の市道流通団地線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

資料 3 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 3 月 28 日、午前 9 時 15 分頃に、戸山字安原の市道造道戸山線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪のタイヤを損傷したものであります。

資料 4 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 4 月 3 日、午前 12 時 30 分頃と記載しておりますが、正しくは午前 0 時 30 分頃であります。謹んでおわびし、訂正をいたします。

場所は、新城字平岡の市道新城平岡 10 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪のタイヤを損傷したものであります。

資料 5 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 4 月 8 日、午前 5 時 20 分頃に、三内字沢部の市道三内沢部 58 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪のタイヤを損傷したものであります。

資料 6 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 4 月 9 日、午前 4 時頃に、三内字稲元の市道西滝 15 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前後輪のタイヤを損傷したものであります。

これら事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまでも、道路破損箇所の早期発見、早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ及び SNS 等で、広く市民の皆様に情報提供の御協力をお願いかけるところであります。今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年2月1日、午後2時30分頃、浪岡地区女鹿沢の市道西花岡平野線において、個人所有の軽自動車が、浪岡方面から板柳方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、右前輪を損傷させたものであります。

この件に関しましては、去る3月6日に開催されました都市建設常任委員会で御報告させていただいたところであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万1120円の2割の4224円を負担することで合意しましたことから、令和7年3月31日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、全額、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度水道事業の概要について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和7年度の水道事業の概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

主な取組といたしまして、まず、「Ⅰ 安定した給水の確保」につきましては、「① 漏水対策事業」として、360キロメートルの老朽配水管調査と11万9000戸の宅地内の漏水調査を行い、漏水の早期発見に努めます。そのほか、「② 老朽塩化ビニル給水管改修事業」など、記載の各事業も実施してまいります。

次に、「Ⅱ 良質でおいしい水の供給」につきましては、「① 配水管整備事業」として、1万3567メートルの老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水の防止を図ってまいります。また、漏水履歴の多い地区の塩化ビニル配水管の解消を行うこととしており、本年度は千富町・浪館前田地区において布設替えを実施いたします。

「鶴ヶ坂地区の水道整備」につきましては、今年度から事前調査に着手し、今後の整備手法やスケジュール等について検討していくこととしております。

「PFASへの対応」につきましては、現在、国において、検査義務を伴わない水質管理目標設定項目を検査や改善を義務づけられる水質基準項目に格上げし、令和8年度からは、各水道事業体等に対し、年4回の水質検査を義務づける見通しとなっておりますが、水道部といたしましては、これを前倒しし、今年度から水質検査を年4回実施し、ホームページ等で公表してまいります。

次に、「Ⅲ 災害に強い水道の構築」につきましては、「① 基幹配水管耐震化事業」といたしまして、大規模地震時において、基幹となる配水管の損傷を最小限に

とどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水等の発生を抑制するため、基幹となる管路 1175 メートルを耐震管に更新いたします。そのほか、「② 水管橋点検委託業務」や「③ 災害対策用資機材備蓄」などにも取り組んでまいります。

次に、「Ⅳ 経営基盤の強化」につきましては、「① 広報活動事業」、「② 広域連携の推進」のほか、令和 8 年 1 月の検針分から、偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に分けまして、隔月で訪問して検針する隔月検針を導入し、業務の効率化を図ってまいります。

次に、「Ⅴ 環境への配慮」につきましては、「① 資源リサイクルの推進」として、浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用いたします。

水道事業は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとして、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくという責務を果たすため、水道経営プランに基づきまして、各種事業を計画的かつ効率的に進めてまいります。

以上が、令和 7 年度水道事業の概要となります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、令和 7 年度下水道事業・農業集落排水事業の概要について報告を求めます。
水道部長。

○館山公水道部長 令和 7 年度の下水道事業・農業集落排水事業の概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

本年度の主な取組であります。まず、「Ⅰ 将来を見据えた下水道事業経営の健全化」につきましては、「① 消化ガス売却収入」といたしまして、汚水の処理過程において発生するバイオガスの一種であります消化ガスの有効活用——本市の場合は発電利用となりますが、この有効活用を図るため民間事業者に売却するもので、再生可能エネルギーの利用普及と温室効果ガス排出量の削減に寄与するとともに、収入の確保を図ってまいります。そのほか、「② 新田浄化センター包括的運転管理業務」など記載の事業にも取り組んでまいります。隔月検針の導入につきましては、先程の水道事業と同じ内容となっております。

次に、「Ⅱ 下水道整備の最適化・平準化」につきましては、公共下水道未普及地域を解消し、水質保全に資するため、公共下水道汚水処理施設整備事業のうち、管路建設費として、下水道管を約 557 メートル新規整備いたします。本年度は、新城・妙見・平岡・羽白・浪岡分区の整備を予定しております。

次に、「Ⅲ 下水道施設の持続可能な維持管理」につきましては、「① 公共下水道汚水処理施設整備事業」といたしまして、老朽化した下水道管約 477 メートルの改築工事やポンプ場、処理場などの下水道設備の改築・更新を行い、安定的な下水

処理に努めてまいります。そのほか、「② 公共下水道雨水対策施設整備事業」などを実施してまいります。

農業集落排水事業につきましては、マンホールポンプや通報装置の改築工事などを実施してまいります。

下水道事業及び農業集落排水事業は、公営企業として自立性の高い経営が求められる中、厳しい財政状況ではありますが、適正な汚水排除・処理機能の確保により、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境を確保していくため、各種事業について計画的かつ効率的に進めてまいります。

以上が、令和7年度下水道事業及び農業集落排水事業の概要となります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「下水道管路の全国特別重点調査実施への対応について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 下水道管路の全国特別重点調査実施への対応について御報告いたします。

埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受けまして、本市では市内の主要管路8か所を緊急点検し、異常がなかったことを2月の本協議会で御報告しておりましたが、その後、国から全国特別重点調査の実施要請と自治体ごとの補助内定額が示されましたことから、その内容と今後の市の対応について御説明いたします。

資料を御覧ください。

国から示されました本市の事業費は約6540万円で、その2分の1が補助内定額となっております。

調査の対象施設は、平成6年以前に設置されました、いわゆる30年以上が経過しているもので、管径が2メートル以上の下水道管路となっており、本市の調査対象施設は、汚水管と雨水管を合わせて約18キロメートルとなります。埋設位置等につきましては資料2・3のとおりでありますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、調査手法は、国から様々例示されておりますが、本市の場合は、潜行目視——実際に下に潜って目視するものとドローン活用の併用になるものと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、5月に調査業務の委託契約を締結し、12月までに調査を実施、その後報告書の取りまとめを行い、2月下旬までに調査結果を国に報告することとなっております。

今回の調査では、腐食、たるみ、破損の項目ごとに評価基準が設定されており、

緊急度の高い評価となった場合には速やかに対策を講じるほか、診断結果に応じて応急措置と5年以内の対策実施が求められております。

水道部といたしましては、引き続き適切な施設管理を徹底するとともに、下水道の破損に起因する道路陥没の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度企業局交通部事業概要について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和7年度の企業局交通部の事業概要につきまして、御説明いたします。

資料を御覧ください。

「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」に掲げる4つの経営方針と各取組に沿って、本年度の主な事業内容を御説明いたします。

まず、「1 安全で信頼のあるサービスの提供」につきましては、「安全運行の推進」、「バリアフリー化の推進」、「危機管理対応の強化」、「定時性の確保」、「バス待ち・乗車環境の向上」に取り組むこととしており、本年度の主な事業内容といたしましては、「(2) バリアフリー化の推進」に記載のとおり、車両の更新に当たり、ノンステップバス4両を購入することとしております。

これにより、今年度末の低床バス導入割合が100%となり、全ての車両が車椅子等による利用にも対応できる低床バスとなる見込みです。

次に、「2 ニーズに対応したサービスの提供」につきましては、「利用状況に応じたダイヤ編成」、「ICTを活用したサービス向上」、「料金のあり方の検討」に取り組むこととしており、本年度の主な事業内容といたしましては、「(2) ICTを活用したサービス向上」に記載のとおり、スマートフォン等を使用してバスの運行状況が把握できるバスロケーションシステムと、利用者が利用したい便のみを表示できるスマートフォン用時刻表「あおもり マイ時刻表」のサービス等を引き続き提供してまいりますとともに、市営バスの運行情報と、バスロケーションシステムのリアルタイムのデータをオープンデータとして公開しており、新たなアプリの開発や災害時の迅速な対応など、運行データの各方面での利活用を促進いたします。

次に、「3 効率的で持続性のある経営基盤の構築」につきましては、「経費の抑制」、「広告事業等の強化」、「民間活力の活用推進」、「人材確保策の強化」に取り組むこととしており、本年度の主な事業内容といたしましては、「(2) 広告事業等の強化」に記載のとおり、広告のPR等による営業活動の強化により、広告収入などの運送収益以外の収入の確保に努めてまいります。

また、「(4) 人材確保策の強化」に記載のとおり、安定した運行体制を維持していくため、会計年度任用職員の採用や定年退職者の再任用等による乗務員の確保に

努め、人材確保の強化を図ります。

最後に、「4 市民に支えられる社会性の向上」につきましては、「まちづくり施策との連動」、「利用者ニーズの把握・喚起」、「モビリティマネジメントの推進」に取り組むこととしており、本年度の主な事業内容といたしましては、「(3) モビリティマネジメントの推進」に記載のとおり、市営バスの利用促進に向けたバスの乗り方教室を開催するほか、市内のイベントへの参加等により、市営バスへの愛着醸成を図ります。

以上が、経営戦略に掲げる本年度の主な事業内容であります。

また、青森市営バスが令和8年3月6日で100周年を迎えることから、今後も身近で親しみのある公共交通機関としての役割を果たし、より多くの皆様に利用していただけるよう、青森市営バスの魅力を発信し、利用促進を図るための記念事業の実施を検討いたします。

なお、本経営戦略につきましては、計画期間の中間年となる今年度に社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしております。

バス事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況下にあります。交通部では、今後におきましても市民の足としての役割を果たすため、経営戦略に基づき、持続可能な経営基盤の構築に向けて、取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 バス待ち・乗車環境の向上のところで、「バス待合所整備（森林博物館前）」ということですが、これは古川方面に行く森林博物館のところにバス待ち空間——空間と言えいいのか、バス待ちのあの建物を改修するという意味ですか。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 生協の向かいに、駅から油川方面に向かうほうの今はないところに予定しております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、これまでバスの待合所を新しく造ってほしいとなったときに、1日何人以上使わなければ駄目だという、結構ハードルも高かったところがあると思うんですけども、今後もその基準は継続したままでいくという考え方なんでしょうか。

○渡部伸広委員長 交通部長。

○高野雅子交通部長 まずは、ある程度利用していただけたところを重点的に改修なり新築なりということを考えていますので、ある程度のそういった基準は、今後も検討させていただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○**赤平勇人委員** あともう1点、今冬の大雪でバスの待合所が壊れてしまったという声も出てきていますけれども、そういうところの改修はちゃんとしていくという、一応確認したいと思いますけれども、その方針は、そういう方向でやっているということでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 交通部長。

○**高野雅子交通部長** 今冬のところ、かなり壊れたりというところがあります。

そちらについては、職員も全て把握しておりますので、必要に応じながら改修を進めてまいります。

〔赤平勇人委員「よろしくお願いします」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 合浦公園「三誓の松」について報告させていただきたいと思います。資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○**渡部伸広委員長** どうぞ。

〔議会事務局が資料を配付〕

○**中井諒介都市整備部長** 昨冬の豪雪により発生いたしました合浦公園「三誓の松」の枝折れ被害について、樹木医の診断結果と今後の対応をお手元に配付いたしました資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

合浦公園内にある市指定天然記念物の三誓の松につきましては、今冬の豪雪による着雪により枝折れ被害が確認されたところです。

これを踏まえまして、樹木全体を診断するため、雪解け後の4月15日に樹木医による樹木診断を行ったところであります。

樹木医の診断結果につきましては、枝折れ被害による樹木への影響はほとんどないと伺っております。一方で、樹齢約400年と言われる三誓の松は、経年による樹勢の衰えが見られるので経過観察を続ける必要があるとされております。

樹木医からの診断結果を受けまして、市といたしましては、樹木医からの助言と、青森市文化財保護条例に基づく教育委員会からの指示の下、劣化が見られる頼杖支柱は更新を行うことや、樹勢回復のため、日照不足の改善や土壌改良の実施について検討すること、定期的な点検や冬期間の着雪状況を踏まえた雪下ろし作業を実施することなどの対策を行い、樹木の適正管理に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

ほかにありますか。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年3月開催本常任委員会での委員長からの御質問に対する御報告をさせていただきます。資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○土岐政温都市整備部理事 前回、令和7年3月6日開催の都市建設常任委員会で、渡部委員長からの御質問につきまして、市で確認した結果を御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

左側の列が、前回開催の都市建設常任委員会で委員長からの確認事項の2点となります。中ほどの列は、令和7年第1回定例会一般質問におけます中村美津緒議員の御発言となります。右側の列が、確認事項に対する市の確認結果となります。

委員長からの確認事項の1点目についてです。

中村議員の一般質問の中で、道路の真ん中に業者が雪山を置いて帰ったというお話がありましたが、渡部委員長のところに市民の方から、山盛りに置かれた雪というのは、出し雪と屋根雪でありますという連絡があったというものであります。

こちらにつきましては、1月8日水曜日の早朝に市は通報を受け、市の担当職員が現地で十字路の雪盛りを確認しております。この雪盛りにつきましては、屋根雪の落雪のほか、道路除雪の押し込みやスノーダンプ等、人力による寄せ雪と思われる痕跡を確認いたしました。放置された日数を含めて要因は不明でありました。

対応につきましては、市担当職員から当該工区担当の事業者へ連絡し、当該雪盛りを片づけるよう指示いたしました。その日の深夜に作業が行われたものであります。

次に、確認事項の2点目です。

実際に雪盛りされた場所とテレビ放映された場所は、同じ場所ではないということ、放映された場所が違う場所ではないかというものであります。

こちらにつきましては、実際にテレビ放映された映像を確認しましたところ、雪盛りの場所とテレビ放映された場所は、同一工区内ではありますものの、それぞれ別の場所であるということを確認いたしました。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 ちょっと確認なんですけれども、この確認結果を読むと、「道路除雪の押し込みや」という文言がありますけれども、ということは、事業者が置いていった雪ではないか——その雪も含まれるっていうことを市も確認したということでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 道路の雪を押し込んだという形跡は確認できましたけれども、果たしてそれが担当事業者によるものなのか、あるいはその事業者以外の方によるものかというところも含めまして、不明ということであります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 不明だけれども、工区担当事業者へ連絡して、雪盛りは片づけるように指示したということなんですが、「日中作業されず」ということですが、これは日中も含めて作業をしてくれと。早期に早く片づけてくれというふうな、日中も含めた指示ということではよろしいのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 道路交通の確保という観点からしますと、なるべく早急にとということでもって、可能な限り早くということでは日中でもやってほしいという気持ちでありました。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** そもそも、この十字路に一時的でも——不明だということですがけれども、仮に、この道路除雪の押し込みってということが事業者からされたのであれば、それは、やはりよくないことだと思うんですけども、こういうことが——仮にですけれども、置かれたということがあるのであれば、そういうのって例えば、ペナルティーの対象になるとか、そういうことというのはいかがなんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 当該場所はパトロールのルートになかったという部分もあります。

当然にして、地域からの通報、あるいはパトロールで確認した際には、早急に対応するということでは指示は出ることになります。当然、そこに置いた意図なども確認できれば、そこはヒアリングを行うというような流れになります。

以上であります。

〔赤平勇人委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。中村委員。

○**中村美津緒委員** この資料を作成するに当たりまして、どなたから聞き取りをして、この報告書にまとめたのか教えてください。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 市では確認するに当たりまして、現地に赴いた市の職員及びこの放映された内容というところで確認いたしました。

以上であります。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 百歩譲って、私は半分しか取り上げませんでしたけれども、本来、一般質問で全部取り上げればよかったんですが、今回はこの十字路に限らず、東側の道路もこれ一部、一時雪盛りをして、道路を塞いでいたという事実もありま

した。それは市のパトロールが気づかなかったので、私は来ていただいた市の職員、そして、警察にもそれはお伝えした経緯があります。

そして、右側の1月8日、日中作業されずということでありましたが、作業日報では、1月8日に作業していることになってますよね。でも、されなかったということは、作業日報もやっぱり——まあ、一般質問ではちょっとうオブラートに包みながら、言い方をしたけれども、実際この作業日報もほとんどごまかしというか、虚偽の報告ですよ。そういった場合、やっぱりこれはペナルティーの対象にしてほしいですし、これに伴って市はどういう指導を業者にしたのかちょっと教えてもらえませんか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 当然にして、事業者に対する仕様の中で作業前、作業後の現地のパトロールというのはしてくださいということがありますので、それが不十分であったというところにつきましては、今後のヒアリングにおきまして、事業者に対しては指導することになるというふうに考えております。

以上であります。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 作業日報には、だから8日、作業に入ってるってことになっているんですよ。それ、市は確認しているはずなんですよ。でも、されなかった。それで深夜に作業した。その件に関しては事業者には何かお伝えしましたか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 道路維持課長の葛原です。

この現場を確認して、早急に除雪——雪を取り除くようにということで行っていましたが、1月8日は、現在ほかのところの作業をしているということで、深夜の作業になったと伺っております。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それ、誰が見ましたか。誰も見てないですよ。自分は、この現場にいたんですよ。記憶だけじゃなくて、記録と地域住民の証言があるんですよ。そういったかばうじゃないですけども、そういったなあなあさが今後も駄目にしたいと思います。

それで、このテレビ放映があったのは1月6日の日中でしょう。1月6日の日中、その1月の日中にも放映したその場所、撮影した場所は違う場所、同じ工区でした。だったら、私が言いたいのは、みんなも気づいてると思うんですけども、そういった報道される時間があるのであれば、先に十字路の排雪と東側の路地の排雪をするのが先でしょうと。そのことについて、どう思いますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今回の御発言の内容につきましては、こちらのほうでも詳細を承知しておりませんので、そこは今後行われるヒアリングの中で事業者から確認を取ってまいりたいと思います。

以上であります。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 さっき理事は、そのテレビ放映の内容を見てって答弁しましたよね。それ、1月6日の午後2時って書いているんですよ。それ、確認したんでしょう。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 テレビ放映された部分、放映された番組のほうを視聴いたしました。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 なので、言いたいのは、そういった報道する、撮影する時間帯があれば、まずは塞いでしまっている道路のまず排雪が必要なんじゃないかと。

最後に聞きますが、業者はなんか、市の職員から手をつけなくてもいいよと言われたような話、それはあくまでも根拠はないんですけれども、そういった市から指令が——指示があってやらなかったんでしょうか。それ、ちょっとはっきり示してほしいですね。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課から詳細をお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課長。

○葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長 今のお話ですと、片づけなくていい指示があったのかということでしたが、そういった指示はしておりません。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)